

(仮称) さつま風力発電事業
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

平成 31 年 4 月

株式会社ジャパンウインドエンジニアリング

目次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	1
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催.....	3
(1) 公告の日及び公告方法.....	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数.....	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握.....	4
(1) 意見書の提出期間.....	4
(2) 意見書の提出方法.....	4
(3) 意見書の提出状況.....	4
第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要と これに対する事業者の見解.....	5

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第 7 条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して 1 月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

平成 31 年 2 月 6 日（水）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告

平成 31 年 2 月 6 日（水）付けの以下の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。

[別紙 1 参照]

・南日本新聞

② インターネットによるお知らせ

以下のホームページに「お知らせ」を掲載した。

[別紙 2 参照]

・当社ホームページ

(3) 縦覧場所

自治体庁舎 13 か所及びインターネットの利用による縦覧を実施した。

① 自治体庁舎

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| ・阿久根市役所 | (阿久根市鶴見町 200) |
| ・阿久根市役所大川出張所 | (阿久根市大川 8219 番地 1) |
| ・阿久根市役所三笠支所 | (阿久根市脇本 7363 番地) |
| ・薩摩川内市本庁 | (薩摩川内市神田町 3-22) |
| ・薩摩川内市役所東郷支所 | (薩摩川内市東郷町斧渕 362) |
| ・薩摩川内市吉川地区コミュニティセンター | (薩摩川内市城上町 8292-1) |
| ・薩摩川内市藤川地区コミュニティセンター | (薩摩川内市城上町 8292-1) |
| ・薩摩川内市湯田地区コミュニティセンター | (薩摩川内市湯田町 4313) |
| ・薩摩川内市西方地区コミュニティセンター | (薩摩川内市西方町 3311) |
| ・出水市役所本庁 | (出水市緑町 1 番 3 号) |
| ・出水市役所高尾野公民館 | (出水市高尾野町大久保 20) |
| ・出水市役所野田支所 | (出水市野田町下名 7035) |
| ・さつま町役場本庁舎 | (薩摩郡さつま町宮之城屋地 1565-2) |

② インターネットの利用

[別紙 2 参照]

当社ホームページに方法書の内容を掲載した。

<http://jwe.co.jp>

(4) 縦覧期間

平成 31 年 2 月 6 日（水）から平成 31 年 3 月 7 日（木）までとした。

自治体庁舎は土・日曜日、祝日を除く開庁時とし、インターネットは縦覧期間中常時アクセス可能とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（意見書箱への投函者数）は 3 名であった。

（内訳）・阿久根市役所	0 名
・阿久根市役所大川出張所	0 名
・阿久根市役所三笠支所	0 名
・薩摩川内市本庁	0 名
・薩摩川内市役所東郷支所	0 名
・薩摩川内市吉川地区コミュニティセンター	0 名
・薩摩川内市藤川地区コミュニティセンター	0 名
・薩摩川内市湯田地区コミュニティセンター	0 名
・薩摩川内市西方地区コミュニティセンター	0 名
・出水市役所本庁	1 名
・出水市役所高尾野公民館	0 名
・出水市役所野田支所	0 名
・さつま町役場本庁舎	2 名

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

[別紙1参照]

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・開催日時：平成 31 年 2 月 22 日（金）18 時 30 分から 19 時 30 分まで
- ・開催場所：宮之城文化センター（さつま町舟木 302）
- ・来場者数： 4 名

- ・開催日時：平成 31 年 2 月 23 日（土）10 時 00 分から 11 時 00 分まで
- ・開催場所：高尾野農村改善研究センター（出水市高尾野町大久保 149-1）
- ・来場者数： 8 名

- ・開催日時：平成 31 年 2 月 24 日（日）10 時 00 分から 11 時 00 分まで
- ・開催場所：市民交流センター（阿久根市塩鶴町 2-2）
- ・来場者数： 6 名

- ・開催日時：平成 31 年 2 月 25 日（月）10 時 00 分から 11 時 00 分まで
- ・開催場所：旧 西方小学校（薩摩川内市西方町 3341）
- ・来場者数： 7 名

- ・開催日時：平成 31 年 2 月 25 日（月）18 時 30 分から 19 時 30 分まで
- ・開催場所：東郷公民館（薩摩川内市東郷町斧渕 618-4）
- ・来場者数： 4 名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。 [別紙3~4 参照]

(1) 意見書の提出期間

平成 31 年 2 月 6 日 (水) から平成 31 年 3 月 22 日 (金) までの間

(2) 意見書の提出方法

- ① 縦覧場所及び説明会会場に備え付けた意見書箱への投函
- ② 当社への郵送による書面の提出

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は 31 通、意見総数は 39 件であった。

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づき、環境影響評価方法書について、環境の保全の見地から提出された意見は39件であった。それに対する当社の見解は表2-1のとおりである。

表2-1 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

(意見書1)

No.	意見の概要	事業者の見解
1	<p>風力発電設置の予定があるのでしょうか。環境影響については長島に風力発電を設置しているのもその近隣住民の方の意見を我々も聞ける場所があればいいと思います。情報としてまず耳に入るのは低周波により人間に悪影響を及ぼす、耳には聞こえないが頭痛・肩こり・体の変調等、低周波の影響は見過ごせない。あと、初期投資、定期メンテナンス、壊す時にかかる費用等、採算が取れるのか疑問です。公共の場で長島住民の方と、企画会社の話を聞き、比較できたらいいのではと思います。何の意見を求めているのか、よく分からないので思いつくままを書き綴りましたが、ポイントがずれていると思います。適当に処理してもらっていいのです。</p>	<p>ご意見をいただきありがとうございます。低周波音については、詳細な調査、予測及び評価を実施し、重大な環境影響が懸念される場合には、環境保全措置の実施により、影響を回避又は低減するよう努めます。なお、環境省の「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」(平成28年11月 風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会)によると、超低周波音(耳に聞こえない)については、風力発電施設周辺地域の住宅でのレベルは一般的に感覚閾値を大きく下回り、風力発電施設から発生する超低周波音及び低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認されなかったとされています。</p>

(意見書2)

No.	意見の概要	事業者の見解
2	<p>「ふるさとの山はありがたきかな。」 「かたじけなさに なみだ こぼるる」。 古来この島国にうまれ育った人々の心は自然にはぐくまれて育てられて来たと思う。明治以降の西洋かぶれ追いつけ追いこせ経済優先の行きつくはがこの時代であればこの小さな島国で生きのびる一人一人幸せに生きて行く道を考えなければ・・・ ひとにぎりの金もうけの人のために大切な自然の破壊を止めること。あとから来るものための幸せのために今ある私たちのしごと。地産地消、足るを知る。風車群こまります。</p>	<p>ご意見をいただきありがとうございます。再生可能エネルギーの推進は、地球環境を守るために先進国が取り組まなければならない重要政策です。 頂いたご意見を真摯に受け止め、地域の皆様のご意見に耳を傾け取り組んでいきたいと考えます。</p>

(意見書3)

No.	意見の概要	事業者の見解
3	<p>紫尾山系に「3社で計130基の風力発電」これは、どう考えても自然破壊です。自然は人間だけのものではありませんので今以上自然環境を壊さないでいただきたい。 時代は「地産・地消」です。電気も「地産・地消」「自家発電、自家消費」そして「節電」これを進めていただきたいです。 「大規模風力発電」は、田舎で発電し、送電ロスしながら大都市で消費するというのは原子力発電と同じ構図ということになります。大都市部に作れない物を田舎に作るべきではありません。田舎を犠牲にします。 大規模風力発電事業に反対です。</p>	<p>ご意見をいただきありがとうございます。3社の計画は重複する部分があり、全てを設置することは出来ません。弊社と致しましては3社が競合することなく、地元の皆様方にご理解を得られるような事業を進められるよう、先ずは事業者間で調整していきたくと考えております。 また風車は尾根上に設置するため、環境への影響を最小限とするよう取り組んでまいりたいと考えております。 加えて私共は地域固有のエネルギー、風力を利用し事業を計画しております。そのため地域と連携した地域貢献策を提案・協議していく所存です。</p>

(意見書 4)

No.	意見の概要	事業者の見解
4	原発があったら、地震がきたときに被害があるので風力発電の方がいいと思います。	ご意見をいただきありがとうございます。

(意見書 5)

No.	意見の概要	事業者の見解
5	自分は風力発電事業は、自然環境に対してもいいと思います。 とにかく自然は日本にたくさんあるのでまだ自然にある物をいかして電気発電を考えてほしいです。 今オール電化になっているので電気は必要になると思います。	ご意見をいただきありがとうございます。今後とも地域の皆様のご意見に耳を傾け取り組んでいきたいと考えます。

(意見書 6)

No.	意見の概要	事業者の見解
6	川内には、原子力発電があります。反面、再生可能エネルギー発電もたくさんあります。 原子力発電は、やはりリスクが大きいため新しいものは、作れないと思います。新しいエネルギー発電(核融合など)が開発されるまでは、多様なエネルギー発電で安定に電力が供給されることを望みます。 エネルギー発電の町として風力発電を推進して下さい。	ご意見をいただきありがとうございます。今後とも地域の皆様のご意見に耳を傾け取り組んでいきたいと考えます。

(意見書 7)

No.	意見の概要	事業者の見解
7	昨今地球温暖化が原因と思われる災害が増えています。原因の1つである火力発電や石炭発電を減らしていく方向性が必要と思われます。その1つとして風力発電は有益だと考えます。 さらに安全面に関して原発はリスクが大きすぎると思われる、廃棄物を出さない、事故の危険性も低い自然エネルギーを活用していくことが今後、必要不可欠だと思われます。	ご意見をいただきありがとうございます。今後とも地域の皆様のご意見に耳を傾け取り組んでいきたいと考えます。

(意見書 8)

No.	意見の概要	事業者の見解
8	地震が来た時原発があれば住民の人などに不安や、将来的になにかがあるのかわからないので、原発を無くし、風力発電などの未来に役立つ物を作ったほうがいいと思います。	ご意見をいただきありがとうございます。今後とも地域の皆様のご意見に耳を傾け取り組んでいきたいと考えます。

(意見書 9)

No.	意見の概要	事業者の見解
9	最近国内では、大きな地震が多発している。 その結果、福島では、原発による事故が起きている。環境だけではなく、食品、人体にも影響が出ている事を知った。なので原発は無くし、自然エネルギーを再利用する風力発電を増やすべきだと思う。	ご意見をいただきありがとうございます。今後とも地域の皆様のご意見に耳を傾け取り組んでいきたいと考えます。

(意見書 10)

No.	意見の概要	事業者の見解
10	<p>2月に説明を受けた風力発電事業の風車は、高さ145m、ローター径120mの巨大なもの。最近話題となっているのは、バードストライクによる命を落とす鳥のこと。「夜間に飛行する鳥が高速回転するタービン翼との衝突で命を落としている」「猛禽類が姿を消した影響が食物連鎖の階層へと波及し、猛禽類のエサとなる小動物の個体数密度と行動を抜本的に変化させた」(AP=時事)等の国際的報道があり、我が国でも宗谷岬の大規模風力発電設備の立て替え計画で、環境相が経済産業相に羽本的な計画見直しを求めたとの報道もある。2月に出水市で行われた説明会での、「渡り鳥は夜空高く飛ぶので影響ない」という回答は、非常に乱暴なものに聞こえたが、本格調査では納得ある結果のものを出していただくようお願いする。紫尾山は鹿児島県の、というより九州の渡り鳥が飛来する尾根であることを重要視されたい。</p>	<p>渡り鳥については、専門家からの助言を踏まえ、適切な手法、時期に調査を実施いたします。</p> <p>具体的な調査内容としましては、渡りが最も活発に行われる日の出前後及び日没前後を中心とした時間帯とし、猛禽類、小鳥類等の渡り鳥の飛翔ルート、飛翔高度、個体数等を記録いたします。</p> <p>調査、予測及び評価の結果につきましては、準備書にてお示しいたします。</p>
11	<p>一昨年の福岡県朝倉市の水害では、九州最大の河川筑後川に流入する中小河川での氾濫、山間部の土石流氾濫により多くの犠牲者が出た。紫尾山からは筑後川に匹敵する大河川内川に流入する小河川が散在し、風力発電事業による山間部の溪流への土砂流入も懸念される。最近巨大化する自然再生エネルギー事業計画では、国立公園第1号の霧島山系麓でのメガソーラー事業により、大小の土砂災害が生じた。山間部の開発については、一定規模の調整池設置がなされることで対応されているが、近年の「保持林業」の考え方は、従来の「調整池設置」の理念を越え、森林の持つ「水源涵養」「災害防止機能」の昨日を今日的に生かすものである。今日鹿児島県の山野に広がるメガソーラーの山林破壊の様相は、緑豊かな鹿児島県の歴史ある地を一変させるものであり、見過ごすことができない。このことについても納得できる調査・説明をお願いしたい。</p>	<p>ご意見をいただきありがとうございます。現在、環境調査を進めており、その中で河川に対する影響につきまして実施してまいります。風車は、基本的に尾根部に設置し、工事中は仮設沈砂池等を設置し、土砂等の流出を防ぐことから河川への影響は極めて小さいものと考えます。</p> <p>いただいたご意見を真摯に受け止め、調査に反映するとともに、地域の皆様をはじめ関係者の皆様にご理解いただけるよう説明していく所存です。</p>
12	<p>メガソーラーの齎す人体への影響について、電磁波の影響が懸念されているが、大規模風力発電についても、複数の風車回転による大気のかく乱の人体への影響についても懸念されるところである。このようなことは全ての人に影響するものではなく、特に感じやすい女性等への影響が懸念されるが、このようなことについても見過ごすことなく、入念な調査・資料の入手・検討をお願いしたい。</p>	<p>風力発電機内の発電機・変圧器などの機器や送電線路は、住居地域等から十分離れていることから、電界及び磁界の強さはとても小さくなります。また、完全にナセル及びタワー内に密閉防護されていることから外界への影響の懸念はありません。</p> <p>風力発電機外の送電線からの『電界強度』について、架空送電線の場合は、経済産業省省令「電気設備に関する技術基準」に“人が容易に立ち入る場所の地表1mにおける電界強度が3kV/m以下とする”ことが定められています。この値は、世界保健機関(WHO)環境保健基準10kV/mや国際非電離放射線防護委員会(ICNIRP)ガイドライン4.2kV/mを下回ります。地中埋設送電線の場合は、同省令により埋設ケーブル本体の仕様が3kV以下となるよう設計されています。</p> <p>また、送電線からの『磁界の強さ』についても、経済産業省省令「電気設備に関する技術基準」に電力設備の付近において200μT(マイクロテスラ)以下とすることが定められています。</p> <p>実際、送電線による磁界の強さは、地表1mにおいて0.1~20μT程度です。この値は、世界保健機関(WHO)環境保健基準(5,000μT)または国際非電離放射線防護委員会(ICNIRP)ガイドライン(50Hz:100μT、60Hz:83μT)と比べて十分に低い値です。</p> <p>従って、電磁波の影響を受けることはないと考えますが、最新の知見等さらなる情報の収集に努めます。</p>

(意見書 10 の続き)

No.	意見の概要	事業者の見解
13	紫尾山への大規模風力発電計画については、貴社も含めて3社が競合していると聞く。3社の調整について私たち県民が調整を求めることは筋違いであるが、3社全ての計画が競合することについての貴社の考え方を説明されたい。	ご意見をいただきありがとうございます。弊社と致しましては3社が競合することなく、地元の皆様方にご理解を得られるような事業を進められるよう、まずは事業者間で調整していきたいと考えております。
14	前記したように、歴史時代以前から我が国の風土は、海に囲まれた自然豊かな大地の上に形成されて来た。このことが抜本的に失われることのないよう、計画調整をお願いしたい。	ご意見をいただきありがとうございます。事業の実施にあたっては、環境への影響を最小限とするよう取り組んでまいりたいと考えております。
15	最後に「自然再生エネルギー」の導入は、福島原発事故後の、国民負担による「固定価格買取制度」によって維持されており、前記のように国民の犠牲、歴史的大地の喪失の上にあってはならないことである。このことを熟慮の上、今後の調査、計画調整をお願いしたい。	ご意見をいただきありがとうございます。現在環境調査を進めており、いただいたご意見を真摯に受け止め、地域の皆様をはじめ関係者の皆様にご理解いただけるよう調査・説明していく所存です。

(意見書 11)

No.	意見の概要	事業者の見解
16	<p>貴社の計画される当該事業に関して、環境保全上の見地から、特に「生物多様性基本法」及び「種の保存法」にかかる諸点から意見申し上げる。クマタカは「種の保存法」における「国内希少動植物」の指定種であり、すでに事業計画周辺地に生息が確認されている。そもそも「種の保存法」の極めて貴重性の高い国内指定種の生育地に巨大風車群を建設し生息を脅かすことはあってはならない事態である。クマタカは森林の豊かな動物相によりその生存が支えられており、その生物循環による豊かな森林生態系の指標種といえる。生育地の大規模な改変、破壊は営巣・繁殖地を奪い地域における生存に致命的な影響を及ぼすであろう。「種の保存法」に指定種の危機が迫る事態が出現することは疑いない。その時事業者はいかなる責任を果すのであろうか。</p> <p>鳥類に関しては、紫尾山頂より東西に裾を長く延ばす尾根の北辺山麓にはツルの大飛来地があり様々な渡り鳥たちが交差する重要な山系である。尾根上空高く林立する巨大な風車群が鳥たちの脅威の基碑群となることを懸念する。</p> <p>建設予定地は多く保安林に指定されていると思われるが、保安林とは、原生的な豊かな森林が保たれている森林である。紫尾山系はシダの金庫とされ、固有のシダ植物をはじめ豊かな植物相が残る貴重な植生が見られる。</p> <p>絶滅危惧種や固有で希少性の高い植物種においては事業予定地内の詳細な植生調査を実施し、そのデータを明らかにすべきである。特に風車の建設予定地は保安林を正確に地図上に示し、環境影響の評価を行う心配がある。</p>	<p>クマタカについては、生態系の項目において上位性注目種として選定しております。現地調査にあたっては、クマタカの生息状況を把握するとともに、ノウサギ、ヤマドリ及びヘビ類といった餌対象となる種の生息状況についても調査を実施してまいります。</p> <p>また、ツル類については、春季、秋季の渡り鳥調査に加え、越冬期にも調査を実施し、当該地域の渡りや採餌のための飛翔ルートの把握に努めてまいります。</p> <p>現地調査の結果を踏まえ、クマタカ及びツル類については適切な予測、評価を実施してまいります。</p> <p>植物については、ご指摘頂いたシダ植物をはじめ、現地調査において重要な種が確認された場合には、その生育箇所等を記録し、保安林の状況を含め、本事業計画と照らし合わせることで、適切に予測、評価を実施してまいります。</p>

(意見書 12)

No.	意見の概要	事業者の見解
17	<p>日本野鳥の会 鹿児島を代表して、意見書を提出します。</p> <p>① 県北の最高峰・紫尾山 1067m を中心に、この紫尾山系には、鳥類の森林生態系食物連鎖の頂点に位置する、クマタカの生息地として昔から知られており生息密度は、県内の他山系は、もとより九州管内でも有数の地であります。</p> <p>風力タービンがこの山系尾根、峯々に林立する状態を想像するに、生息地に多大なストレスを与えることは明らかであり、バードストライクが発生する懸念は拭えません。国により絶滅危惧 I B 類のレッドリストにアップされ、地域全体を含め個体の保護・保全が求められているこの種をどのように保全・保護を行うのかの方策を伺いたい。</p>	<p>クマタカについては、ご指摘のとおり重要な種として認識しており、生態系の項目において上位性注目種として選定しております。</p> <p>現地調査にあたっては、クマタカの生息状況を把握するとともに、ノウサギ、ヤマドリ及びヘビ類といった餌対象となる種の生息状況についても適切に調査を実施いたします。</p> <p>現地調査の結果も踏まえ、適切な予測及び評価を行い、重大な影響があると判断された場合には、事業計画の見直しも含め、適切な環境保全措置について検討してまいります。</p>
18	<p>② 今年 2019 年 1 月、国際的な鳥類保護団体バードインターナショナル等の研究チームが、世界の猛禽類 550 種の 52% で、個体数の減少、18% が絶滅の危機にあると発表した。</p> <p>日本でも 34 種中 14 種で数が減り、サシバ・チゴハヤブサ・チョウゲンボウでも減少を確認したとされている。</p> <p>ここ紫尾山系は、ほぼ東西に位置する形態を成しており、長距離の渡りをする、あまたの鳥類もここを主に、南北に渡る飛翔ルートにしていると、考えて良い。</p> <p>事実、秋季（9 月から 11 月）サシバと主に山系の西側をアカハラダカが観察されているのは、周知のことである。</p> <p>併せて同じく年初、英国科学誌「ネイチャー・エコロジー・アンド・エボリューション」誌の研究で、米国には約 35 万基の風力発電があり、毎年最大で 328,000 羽に上る鳥類が風力タービンに衝突して死をもたらしている。特に夜間飛行する鳥が犠牲になっているということが載った。これ等のことは、何も米国だけではなく当然、この山系でも起こり得ることである。</p> <p>これ等のことを考慮して計画は慎重に進めて頂きたい。</p>	<p>鳥類の渡りについては、ご指摘の点を踏まえ、春季（3～5 月）、秋季（9 月～11 月）の各月の上旬、中旬、下旬に調査を実施し、当該地域の渡りの飛翔ルートの把握に努めてまいります。</p> <p>現地調査の結果を踏まえ、適切に予測及び評価を実施し、重大な影響があると判断された場合には、事業計画の見直しを含め、適切な環境保全措置について検討してまいります。</p>
19	<p>③ 出水平野に北方から訪れる、ナベヅル・マナヅル等の鶴類は主にこの平野で越冬するが、紫尾山系は平野の南部に隣接する後背地に位置している。ツル類はアジア大陸の朝鮮半島から、一気に渡って来る群があるのか、目測を誤って出水平野を飛び越し、私の住むさつま町で黄昏時、夜空で何回となく、ツルの鳴き声を聞いたことがある。更に数年前、数百羽の群れが、出水平野を飛び越し、南さつま市の田畑に舞い降りて、翌日平野に舞い戻ったこともある。又、数は少ないが、平野以南の県内各地で越冬していることも事実である。これ等のことは、計画地の紫尾山系上空を行き来していることであるので、考慮の上、計画は慎重に進めていただきたい。</p>	<p>ツル類については、②の渡り鳥調査時の調査に加えて、冬季（12 月～2 月）にも調査を実施し、ツル類の渡りの際の飛翔ルート、採餌移動の飛翔ルート、飛翔高度等の把握に努めてまいります。</p> <p>現地調査の結果を踏まえ、適切な予測及び評価を実施し、重大な影響があると判断された場合には、事業計画の見直しを含め、適切な環境保全措置を検討してまいります。</p>

(意見書 12 の続き)

No.	意見の概要	事業者の見解
20	<p>④出水平野の野鳥渡来に関し、鳥インフルエンザ発生による養鶏業への影響が昨今、懸念されているが併せて、ツル類の出水平野への一極集中による、ツル類へ感染発生した場合に、ツル類の死亡がナベヅル・マナヅルの絶滅へ繋がる危険性が危惧されている。この為、環境省を初め関係各部に於いてツル類を出水平野から分散させて、絶滅リスクを軽減させる計画が進んでいると、聞いている。</p> <p>その有力な分散計画候補地として、身近な鹿児島県内への分散が有力視されている。将来このことが可能になった場合、出水平野に隣接し後背地である紫尾山系上空が飛翔ルートになることは、明らかであると思う。その際に、山系に林立する風力タービン設備が、障壁・ネックになることが十分に考えられる。これらを考慮の上、計画は慎重に進めていただきたい。</p> <p>以上、環境省レッドリストの絶滅危惧Ⅱ類、国内希少種及び天然記念物に指定されている、ナベヅル・マナヅルについて、衝突死・バードストライク並びに、移動経路に対する障壁影響等が発生する可能性があることが、懸念される。ナベヅル・マナヅルの生息状況等の確認に係る調査については、いわゆる発電所アセスのガイドラインに準ずるのではなく、専門家等と協議しながら質、量とも十分な調査を実施することを求める。</p>	<p>ツル類の越冬地分散については、計画は聞いておりますが、実施に向けた方針などについての情報は得ておりません。今後、関係機関へのヒアリングを行ってまいります。</p> <p>また、生息状況等の調査については、専門家等から助言を得ながら、調査を実施してまいります。</p>

(意見書 13)

No.	意見の概要	事業者の見解
21	<p>戦後日本は国民の生活力向上の為に電力を必要とした。火力発電だけでは安定的供給にはならず原子力発電により成長してきたが、昨今のCO₂削減が地球温暖化防止につながるとして、各国毎に目標を定めている。</p> <p>火力発電はこのような意味でも又原油輸出国の安定供給の問題や有限であること、原子力発電は安全性の問題や使用済核燃料等、人類の負の遺産である。</p> <p>このようなことから自然と生命体全てに優しい木質・水力・太陽光・風力発電は最も有力な手段であると考えます。</p> <p>また、さつま川内市などの原子力発電所も近い将来廃炉になると予想されるので尚更である。</p>	<p>ご意見をいただきありがとうございます。今後とも地域の皆様のご意見に耳を傾け取り組んでいきたいと考えます。</p>

(意見書 14)

No.	意見の概要	事業者の見解
22	<p>風力発電は、自然のちからで発電する（発電装置）であり大気汚染も無く環境に優しく特に公害も発生することなく、問題もなく早く取組でほしい。</p> <p>また、原子力発電は、事故が発生したときには多大な被害が発生し拡大し地域社会の反対も多いこと、現在、太陽光にも限界があること、これからの全世界においては、風力発電方式が1番適していること等々考えるも風力発電は24時間稼働が出来ることから早く1日も早く促進を願う物です。</p>	<p>ご意見をいただきありがとうございます。今後とも地域の皆様のご意見に耳を傾け取り組んでいきたいと考えます。</p>

(意見書 15)

No.	意見の概要	事業者の見解
23	<p>私の住んでいる地域は、従来住んでいた人の子や孫が市外・県外に移住し、いわゆる過疎化によって、多くの宅地・田及び山林が管理されず、放置状態になっています。その土地を会社が買取り太陽光発電にする事例が周辺に多くあります。手荒に木を伐採され、造成される自然が簡単につぶされていっている気がします。</p> <p>以前他県で山の中で多くの風車が回っているのを見て、素人目線ですが環境と共存しているように感じました。</p> <p>風力発電は変換効率が高く、自然の風を利用できることが最大のメリットであると思います。騒音の問題等がデメリットとして挙げられていますが、今回の予定地は受託や公共施設等が隣接しておらず、野放しになっている山林を最大限に有効利用できるのではないかと考えます。</p> <p>ぜひ今回の事業を円滑に進めて頂き、鹿児島県の風力発電で先陣を切ってほしいと思います。</p>	<p>ご意見をいただきありがとうございます。今後とも地域の皆様のご意見に耳を傾け取り組んでいきたいと考えます。</p>

(意見書 16)

No.	意見の概要	事業者の見解
24	<p>現在、様々な発電がありますが、中でも、風力発電が一番注目されているのもテレビで拝見した事があります。</p> <p>メリット、デメリットがありますが、他の発電よりコストが最小限であれば事業が広まってほしいです。</p>	<p>ご意見をいただきありがとうございます。今後とも地域の皆様のご意見に耳を傾け取り組んでいきたいと考えます。</p>

(意見書 17)

No.	意見の概要	事業者の見解
25	<p>地球と環境に優しい風力発電は賛成。工事などは環境に十分配慮して地域の活性化につながって欲しい。</p> <p>新聞などによれば他の会社も同じ場所で計画している様だが、市や行政と連携して風力発電の実現に向けて取り組んでもらいたい。</p>	<p>ご意見をいただきありがとうございます。他社計画との重複につきましては、まずは事業者間で調整し地域に混乱を来さないよう取り組む所存です。そのうえで関係行政とも連携を図ることが出来ればと考えております。</p>

(意見書 18)

No.	意見の概要	事業者の見解
26	<p>自然災害（地震、台風等）、事件、事故を考えた時、地域住民、環境に優しい風力発電に賛成です。</p> <p>早急に市、行政と連携してぜひ実現してもらいたい。</p>	<p>ご意見をいただきありがとうございます。今後とも地域の皆様のご意見に耳を傾け取り組んでいきたいと考えます。また関係行政とも必要な連携を図りながら進めていきたいと考えております。</p>

(意見書 19)

No.	意見の概要	事業者の見解
27	<p>自然の風のちからを利用した再生可能エネルギーの風力発電は賛成です。</p> <p>風切音等、地域住民への配慮を充分に行い、市、行政と連携して風力発電の実現に向けて取り組んで欲しい。</p>	<p>意見をいただきありがとうございます。今後とも地域の皆様のご意見に耳を傾け取り組んでいきたいと考えます。また関係行政とも必要な連携を図りながら進めていきたいと考えております。</p>

(意見書 20)

No.	意見の概要	事業者の見解
28	地球と環境に優しい風力発電には賛成です。 工事等環境に十分配慮して地域の活性化につながってほしい。 自然災害や事故を考えると、原子力発電よりも地域に与える被害も少ないと思う。 市や行政と連携して風力発電の実現に向けて取り組んでもらいたい。	意見をいただきありがとうございます。今後とも地域の皆様のご意見に耳を傾け取り組んでいきたいと考えます。また関係行政とも必要な連携を図りながら進めていきたいと考えております。

(意見書 21)

No.	意見の概要	事業者の見解
29	火力・原子力発電と比べても、風力発電は、環境に良い為、早期取組を希望します。 太陽光発電もクリーンエネルギーとして注目されましたが、日中に限られ、天候に左右されやすいですが、風力発電は 24 時間発電可能である為、効率良く発電可能である。	ご意見をいただきありがとうございます。今後とも地域の皆様のご意見に耳を傾け取り組んでいきたいと考えます。

(意見書 22)

No.	意見の概要	事業者の見解
30	環境に優しい風力発電の設置を早期に進めてもらいたい。	ご意見をいただきありがとうございます。今後とも地域の皆様のご意見に耳を傾け取り組んでいきたいと考えます。

(意見書 23)

No.	意見の概要	事業者の見解
31	環境保全の見地より風力発電が最も適していると考えます。 是非とも事業促進を願います。	ご意見をいただきありがとうございます。今後とも地域の皆様のご意見に耳を傾け取り組んでいきたいと考えます。

(意見書 24)

No.	意見の概要	事業者の見解
32	風力発電は環境汚染も少なく、原発は事故発生時に多大な被害があり、太陽光発電だけでは限界があることから、少しでも早く普及することを願います。	ご意見をいただきありがとうございます。今後とも地域の皆様のご意見に耳を傾け取り組んでいきたいと考えます。

(意見書 25)

No.	意見の概要	事業者の見解
33	早急に風力発電の設置をお願いいたします。	ご意見をいただきありがとうございます。

(意見書 26)

No.	意見の概要	事業者の見解
34	風力発電は自然の力で発電するものであり、大気汚染もなく、安心である。これからの事、また、子育てをしている者として、子供達の事と考えた時、風力発電方式が 1 番適しているのではないかと思う。24 時間稼働が出来る事から、早く促進を願うばかりです。	ご意見をいただきありがとうございます。今後とも地域の皆様のご意見に耳を傾け取り組んでいきたいと考えます。

(意見書 27)

No.	意見の概要	事業者の見解
35	風力発電は自然の力で発電し、大気汚染も無いため、環境破壊の心配がない。また、24 時間稼働が出来るのも、風力発電の良い点と言えます。	ご意見をいただきありがとうございます。

(意見書 28)

No.	意見の概要	事業者の見解
36	風力発電は環境に優しく、公害が発生する恐れも無い ため、積極的に取り組んで欲しいです。今後地球を 支える大きなエネルギーになると思います。	ご意見をいただきありがとうございます。今後とも 地域の皆様のご意見に耳を傾け取り組んでいきたく とを考えます。

(意見書 29)

No.	意見の概要	事業者の見解
37	風力発電は自然エネルギーであり、事故発生懸念も 少ないので、安心して発電出来るものと思われる。	ご意見をいただきありがとうございます。

(意見書 30)

No.	意見の概要	事業者の見解
38	風力発電は自然の力で発電し、大気汚染も無く環境 に優しく公害を発生する事もなく、1日も早く促進し てほしいです。	ご意見をいただきありがとうございます。

(意見書 31)

No.	意見の概要	事業者の見解
39	風力発電は自然の力で発電し、環境に優しく、公害 を発生する事なく問題ない。風力発電を1日も早く促 進してほしいです。	ご意見をいただきありがとうございます。今後とも 地域の皆様のご意見に耳を傾け取り組んでいきたく とを考えます。

日刊新聞に掲載した公告

・南日本新聞

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「仮称）さつま風力発電事業
環境影響評価方法書」を縦覧し、説明会を開催します。

一、事業者の名称
株式会社ジャパンウインドエンジニアリング
代表取締役社長 三保谷 明
〒107-0052 東京都港区赤坂二丁目三
第一松浦ビル二階

二、対象事業の名称
(仮称) さつま風力発電事業
種類 風力発電所設置事業
規模 発電設備出力最大二十三万六千五百kw

三、対象事業実施区域
鹿児島県の阿久根市、薩摩川内市、
出水市及びさつま町の行政界付近
鹿児島県阿久根市、薩摩川内市、
出水市及びさつま町

四、関係地域の範囲
阿久根市役所一階市民ホール、阿久根
市役所大川出張所窓口、阿久根市役所
三笠支所一階ロビー、薩摩川内市本庁
二階環境課、薩摩川内市役所東郷支所
一階、薩摩川内市役所吉川地区コミュ
ニティセンター、薩摩川内市役所藤川
地区コミュニティセンター、薩摩川内
市役所湯田地区コミュニティセンター、
薩摩川内市役所西部地区コミュニティ
センター、出水市役所本庁一階、出水
市役所高尾野公民館、出水市役所野田
支所、さつま町役場本庁舎、町民ホール
※いずれも土・日・祝日を除く開庁時
<http://iwe.co.jp>

電子縦覧
期間 平成三十一年二月六日(水)から
平成三十一年三月七日(木)まで

六、意見書の提出環境影響評価方法書について、環境の保全の見地
からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由
を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けておられます意見書箱
にご投函くださるか、平成三十一年三月二十二日(金)までに問い
合わせ先へ郵送ください(当日消印有効)。

七、住民説明会の開催を予定する日時及び場所

一、開催日時 二月二十二日(金) 十八時三十分から

二、開催日時 二月二十三日(土) 十時から
宮之城文化センター 大会議室(鹿児島県さつま町舟木三〇二)
高尾野農村改善研究センター 農事研修室
(鹿児島県出水市高尾野町大久保一四九-一)

三、開催日時 二月二十四日(日) 十時から
市民交流センター 交流室(鹿児島県阿久根市塩鶴町二二)
旧 西方小学校(鹿児島県薩摩川内市西方町三三四-一)

四、開催日時 二月二十五日(月) 十時から

五、開催日時 二月二十五日(月) 十八時三十分から
東郷公民館 大会議室(鹿児島県薩摩川内市東郷町斧刈六一八四)
八、問い合わせ先 株式会社ジャパンウインドエンジニアリング
〒107-0052 東京都港区赤坂二丁目三 第一松浦ビル二階
電話 〇三六四四-一三六四八 午前十時から午後四時半まで(担当)中渡瀬

当社ホームページ掲載内容

○平成31年2月6日(水)より、当社ホームページに掲載

Just another Japan wind engineering site

株式会社ジャパンウィンドエンジニアリング

お気軽にお問い合わせください
TEL 03-6441-3648 (2017年8月1日より変更しました)
受付時間 9:00 - 18:00 [土・日・祝日除く]

お知らせ

HOME > お知らせ > (仮称)さつま風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧について

(仮称) さつま風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧について

投稿日：2019年2月6日 | 最終更新日時：2019年2月7日

2019年2月6日

株式会社ジャパンウィンドエンジニアリング

年別アーカイブ

☐ 2019年

☐ 2017年

当社は、環境影響評価法に基づき、「(仮称)さつま風力発電事業 環境影響評価方法書」(以下、「方法書」)を平成31年2月5日付で経済産業大臣に届け出るとともに、鹿児島県知事、薩摩川内市長、出水市長、阿久根市長及びさつま町長に送付しました。

方法書について、下記の要領にて縦覧し、説明会を開催いたします。

1. 方法書の縦覧

(1) 縦覧場所

薩摩川内市役所：本庁2階環境課、東郷支所1階、吉川地区コミュニティセンター、藤川地区コミュニティセンター、湯田地区コミュニティセンター、西方地区コミュニティセンター

阿久根市役所：本庁舎1階市民ホール、大川出張所、三笠支所

出水市役所：本庁舎1階、高尾野公民館、野田支所

さつま町役場：本庁舎「町民ホール」

(2) 縦覧期間

平成31年2月6日(水)～平成31年3月7日(木)

(3) 縦覧時間

いずれも、土・日・祝日を除く開庁時

2. 方法書の電子縦覧

方法書及び要約書は平成31年3月7日(木)まで閲覧することができます。なお、印刷及びダウンロードはできません。

※方法書及び要約書は、Internet Explorer及びAdobe Acrobat製品(正規品)でのweb上で閲覧可能となっておりますので、ご注意ください。

【電子縦覧】

●方法書

表紙・目次

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

第2章 対象事業の目的及び内容

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果

第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解

第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

第7章 その他環境省令で定める事項

第8章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

●要約書

3. 方法書への意見書の提出について

方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見をご記入のうえ、以下のいずれかの方法で意見書をお寄せください。

(1)縦覧場所に備え付けてあります意見書箱にご投函(平成31年3月22日(金)まで)

(2)意見書用紙を当社宛に郵送

〒107-0052 東京都港区赤坂二丁目9番3号第一松浦ビル2F

株式会社ジャパンウインドエンジニアリング 中渡瀬 宛

(平成31年3月22日(金)当日消印有効)

4. 方法書の説明会について

説明会は以下の場所・日時で開催いたします。

(1)宮之城文化センター 大会議室(さつま町船木302)

平成31年2月22日(金)18時30分から

(2)高尾野農村改善研究センター 農事研修室(出水市高尾野町大久保149-1)

平成31年2月23日(土)10時00分から

(3)市民交流センター 交流室(阿久根市塩鶴町2-2)

平成31年2月24日(日)10時00分から

(4)旧 西方小学校 体育館(薩摩川内市西方町3341)

平成31年2月25日(月)10時00分から

(5)東郷公民館 大会議室(薩摩川内市東郷町釜淵618-4)

<お問い合わせ先>

〒107-0052 東京都港区赤坂二丁目9番3号第一松浦ビル2F

株式会社ジャパンウインドエンジニアリング

電話 03(6441)3648 (担当)中渡瀬

← (仮称)さつま風力発電事業に係る計画段階環境配慮書の縦覧について

株式会社ジャパンウインドエンジニアリング

〒107-0052

東京都港区赤坂二丁目9番3号 第一松浦ビル2F

TEL:03-6441-3648 FAX:03-6441-3649

お 知 ら せ

「(仮称) さつま風力発電事業 環境影響評価方法書」を次のとおり備え付けてお
りますので、ご覧ください。

1. 縦覧期間

平成31年2月6日(水)～平成31年3月7日(木)
(土・日・祝日及び閉庁日は除きます。)

2. 縦覧時間

開庁時

3. 閲覧用紙の記入

方法書をご覧になられた方は、恐れ入りますがご意見の有無にかかわらず、備え
付けの用紙に住所・氏名をご記入の上、ご投函ください。

4. 意見書の受付

「(仮称) さつま風力発電事業 環境影響評価方法書」について、環境の保全の見
地からご意見をお持ちの方は、備え付けの用紙のご記入欄に意見の理由を含めてご
記入の上、意見書箱にご投函頂くか、下記住所までご郵送願います。

○受付期間 平成31年2月6日(水)～平成31年3月22日(金)まで
(郵送の場合は、当日の消印有効です。)

○送付先(郵送の場合)

〒107-0052

東京都港区赤坂2-9-3 第一松浦ビル2階

株式会社ジャパンウィンドエンジニアリング 担当：中渡瀬 宛

○記載事項

①氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地)

②意見書の提出の対象である方法書の名称

③方法書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により意見の
理由を含めて記載してください。)

※方法書及び要約書は下記 URL でも公表しています。

<http://jwe.co.jp/>

以上

